

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 23 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

平成 30 年度に実施する、新小学校 1 年生対象を対象とする入学準備金を支給するために必要な文言等の追加等をするため。

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会就学援助規則（平成20年立川市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童、生徒及び次年度に就学を予定している者の保護者に対し、予算の範囲内において必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助を行う者は、市内に住所を有し、<u>国公立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校前期課程に在籍する児童及び生徒又は次年度に国公立の小学校若しくは義務教育学校に就学を予定している者の保護者</u>（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 要保護者に準ずる程度に困窮している者のうち、次のいずれかに該当するもの ア及びイ ……略…… ウ 生活保護法第8条に規定する基準に基づき、当該年度の前年度における保護者が属する世帯の年間総収入額（以下「年間総収入額」という。）を12で除した額から住宅扶助基準額及び給食費基</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、予算の範囲内において必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な推進に資することを目的とする。</p> <p>(対象)</p> <p>第2条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助を行う者は、<u>市内に住所を有する児童及び生徒で、国公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校前期課程に在籍する者の保護者</u>（法第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者のうち、次のいずれかに該当するもの ア及びイ ……略…… ウ 生活保護法第8条に規定する基準に基づき、当該年度の前年度における保護者が属する世帯の年間総収入額（以下「年間総収入額」という。）を12で除した額から住宅扶助基準額及び給食費基</p>

準額を控除したものを、生活扶助基準額及び教育扶助基準額を加えたもので除した値が100以下のもの
 エ及びオ ……略……
 (申請)
 第3条 就学援助(次項の規定による入学準備金の支給を除く。)を受けようとする者(以下「就学援助申請者」という。)は、年度ごとに就学援助受給申請書(委任状兼振込依頼書)(第1号様式。以下「就学援助申請書」という。)に、前条に規定する対象者(以下「対象者」という。)であることを証する書類を添えて直接又は校長を経由して委員会に提出しなければならない。ただし、就学援助申請者が前条第1号に該当するときは、その者に係る福祉事務所の生活保護開始の報告をもって、申請があったものとみなす。
 2 次年度に国公立の小学校又は義務教育学校に就学を予定している者(以下「未就学児」という。)の保護者(要保護者を除く。)であつて、就学援助制度による入学準備金の支給を受けようとする者(以下「入学準備金申請者」という。)は、就学援助費入学準備金受給申請書(委任状兼振込依頼書)(第1号様式の2。以下「入学準備金申請書」という。)に、対象者であることを証する書類を添えて直接又は就学を予定している学校の校長を経由して委員会に提出しなければならない。
 (認定)
 第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があつたときは、審査のうえ可否を決定し、就学援助認定通知(第2号様式)又は就学援助否認定通知(第3号様式)により、就学援助申請者に通知する。
 2 委員会は、前条第2項の規定による申請があつたときは、審査のう

準額を控除したもの(以下「月収入額」という。)を、生活扶助基準額及び教育扶助基準額を加えたもので除した値が100分の150以下となるもの
 エ及びオ ……略……
 (申請)
 第3条 就学援助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、年度ごとに就学援助受給申請書(委任状兼振込依頼書)(第1号様式。以下「申請書」という。)に、対象者であることを証する書類を添えて直接又は校長を経由して委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が第2条第1号に該当する対象者であるときは、その者に係る福祉事務所の生活保護開始の報告をもって、申請があつたものとみなす。
 (認定)
 第4条 委員会は、前条の規定による申請があつたときは、審査のうえ可否を決定し、就学援助認定通知(第2号様式)又は就学援助否認定通知(第3号様式)により、申請者に通知する。

え可否を決定し、就学援助費入学準備金支給認定通知（第2号様式の2）又は就学援助費入学準備金支給否認認定通知（第3号様式の2）により、入学準備金申請者に通知する。

3 委員会は、前2項に規定する審査を行うにあたり必要があると認めるときは、就学援助申請書又は入学準備金申請書の記載事項を公簿により確認し、又は校長、民生委員、福祉事務所長の意見を聴くことができる。

4 委員会は、就学援助申請書又は入学準備金申請書の不備等により可否の決定をすることが困難であるときは、就学援助受給申請却下通知（第4号様式）又は就学援助費入学準備金受給申請却下通知（第4号様式の2）により、これを就学援助申請者又は入学準備金申請者に返戻することができる。

（支給方法）

第7条 就学援助費は、受給者に直接又は校長（未就学児については、就学を予定している学校の校長をいう。以下同じ。）を経由して支給するものとする。

2 受給者は、就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を校長に委任するものとする。ただし、当該受給者が未就学児に係る入学準備金のみを受給する場合は、この限りでない。

3～6 ……略……

（変更）

第8条 受給者は、第3条の規定による申請に係る事項について、変更があったときは、直接又は校長を経由して委員会に届け出なければならない。

2 校長は、前項の規定による届出を受けたときは、就学援助受給児童・生徒に係る変動通知（第6号様式）により、委員会に報告しな

2 委員会は、前項に規定する審査を行うにあたり必要があると認めるときは、申請書の記載事項を公簿により確認し、又は校長、民生委員、福祉事務所長の意見を聴くことができる。

3 委員会は、申請書の不備等により可否の決定をすることが困難であるときは、就学援助受給申請却下通知（第4号様式）により、これを申請者に返戻することができる。

（支給方法）

第7条 就学援助費は、受給者に直接又は校長を経由して支給するものとする。

2 受給者は、就学援助費の請求及び受領に関する一切の権限を校長に委任するものとする。

3～6 ……略……

（変更）

第8条

校長は、第3条に規定する申請に係る事項について受給者から変更の届出があったときは、就学援助受給児童・生徒に係る変動通知（第6号様式）により、委員会に報告しなければならない。

ればならない。

(取消し)

第9条 委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項又は第2項の規定による認定を取り消すことができる。

(1) 対象者の要件を失ったとき。

(2) ……略

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、就学援助認定取消通知（第7号様式）又は就学援助費入学金準備金支給認定取消通知（第7号様式の2）により、受給者及び校長に対してその旨を通知するものとする。

（就学援助費の返還）

第10条 前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しを受けた者に対して既に支給された就学援助費のうち、受給資格がなく支給を受けたものについては、その全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(取消し)

第9条 委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助の認定を取り消すことができる。

(1) 第2条の規定による対象者の要件を失ったとき。

(2) ……略

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、就学援助認定取消通知（第7号様式）により、受給者及び校長に対してその旨を通知するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

年度 就学援助費入学準備金受給申請書 (委任状兼振込依頼書)

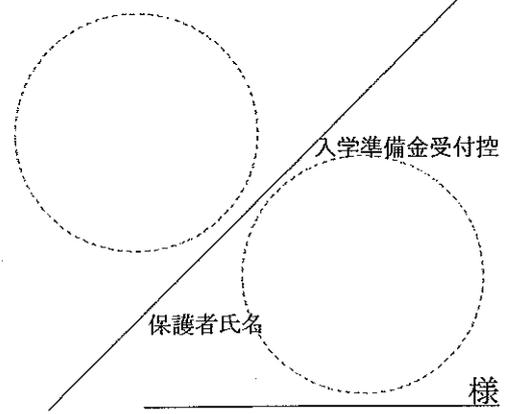
住所	(〒190-)						教育委員会 使用欄		
	東京都立川市						世帯番号		
電話	自宅			携帯		所有者()			
	氏名 (保護者の方)			続柄	性別	生年月日	職業	前年収入(1~12月)	適用月
(フリガナ)			男・女	.	.		円		
氏名 (新小学校第1学年)			続柄	性別	生年月日	入学予定校(国公立に限る。)	学年	受付	入力
(フリガナ)			男・女	.	.	小学校	新1年生		
(フリガナ)			男・女	.	.	小学校	新1年生	審査	住
確認事項	<input type="checkbox"/> 国公立の小学校(通常学級)へ入学予定です。私立小学校へ入学の予定はありません。								
私立小学校に入学する可能性があるため今回申請をしなかった方で結果として国公立の小学校に入学した場合、小学校入学後に就学援助制度を申請し認定を受け、支給要件を満たした場合に、「新入学用品費」として同額の支給を受けることができます。 入学準備金の支給認定後に、私立小学校へ入学したことが判明した場合は、虚偽その他不正による受給のため全額を返還していただきます。								児	税
氏名 (その他の家族)			続柄	性別	生年月日	職業	前年収入(1~12月)		
(フリガナ)			男・女	.	.		円	転出入	
(フリガナ)			男・女	.	.		円	転出・転入	
(フリガナ)			男・女	.	.		円	異動日	
(フリガナ)			男・女	.	.		円	通知	照会
申請理由 (○をつける)	1. 生活保護は受けていないが、児童扶養手当を受けている。 2. 生活保護・児童扶養手当は受けていないが、援助を必要とする。								
住宅の形態 (○をつける)	持家 / 賃貸		賃貸にお住まいで、上記申請理由が「2」の方は賃貸契約書の写しを添付してください。 添付がない場合は、持家の人と同じ条件で家賃額の控除の適用をせずに判定処理を行います。						
立川市教育委員会 殿 就学援助費入学準備金の支給を受けたいので、次の条件を承諾の上、必要書類を添えて申請します。									
<ul style="list-style-type: none"> 立川市教育委員会就学援助規則第7条第2項の規定により、就学援助費入学準備金の請求及び受領に関する一切の委任します。 私立小学校へ入学することになった場合は、支給を受けた入学準備金を返還します。 立川市教育委員会の判定事務のため、私の世帯における課税状況等の確認を行うことを承認します。 提出された課税資料を立川市 と共有することを承認します。 転出入があった場合は、転出入先の教育委員会と就学援助に係る情報共有を行うことを承認します。 									
年 月 日 保護者署名								印	

振込依頼書

立川市長 殿 私に支給される就学援助費入学準備金は、次の口座へ振り込んでください。

保護者署名 _____ 印 _____

金融機関		支店名		支店番号		
銀行 信用金庫 農協		本店 支店				
預金種別	口座番号			口座名義カタカナ		
普通 当座						



必要書類添付欄

裏面全面をお使いください。

【お問い合わせ】
立川市教育委員会

立川市泉町1156番地の9
042-523-2111(内線)